

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 6月 3日生
住所	石川県〇〇市△△町□□	
交付	平成30年 12月18日 12345	
免許の 条件等	令和6年1月1日まで有効	
優良	運転免許証	
番号	第 123456789000 号	
二小原	平成05年07月01日	種類 大型 中型 普通 大自 大自 普通
他	平成07年08月10日	小型 原付 大自 大自 普通
二種	平成14年09月20日	小特 原付 大自 大自 普通

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方
は、令和6年6月30日まで運転することができます。
(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

能登半島地震によって被災された方(※)

(※) 免許証住所が被災地域の方のほか震災発生時に被災地域に滞在されていた方が対象となります。
詳しくは、免許センター又は警察署の免許事務担当者にご確認ください。

※ 対象地域は、今回、災害救助法が適用された区域(内閣府ホームページhttps://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujyo/kyuujyo_tekiyou.html参照)となります。

※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。